

二見北まちづくり協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 この会は、「二見北まちづくり協議会」(以下、「本会」という)と称し、事務所を、二見北小学校区コミュニティ・センター内(明石市二見町福里 274 番地)に置く。

(目的)

第2条 本会は、二見北小学校区(以下、「校区」という)の地域住民及び団体が、住民相互の交流及び協働を図り、地域社会の発展に寄与するとともに、安全・安心そして明るく住みよいまちづくりを目的とする。

(活動の範囲)

第3条 本会の活動範囲は二見北小学校区内とする。ただし、他の団体と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する事業
- (2) 地域活性化に関する事業
- (3) 健康・福祉に関する事業
- (4) 生活環境の保全に関する事業
- (5) 安全安心に関する事業
- (6) 地域諸団体、行政機関との連携・協働に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

(構成員)

第5条 本会の構成員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 校区内に居住、在勤する住民
- (2) 校区内で活動する自治会、団体
- (3) 校区内に所在する事業所
- (4) その他、役員が必要と認める者

(代議員)

第6条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員は構成団体の代表及び地域活動者とする。
- 3 構成団体は別に定める。
- 4 地域活動者は、本会の構成員でかつ目的に賛同する者であれば、誰でも

なることができる。

5 代議員は第16条に定める部会に所属し、事業運営に参画する。

(理事)

第7条 本会に理事を置く。

- 2 理事は代議員の中から選任し、理事会を構成する。
- 3 本会が行う事業の計画立案に参画し、その執行にあたる。

(役員)

第8条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 総務 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 部会長 4名

2 役員は、理事の中から別に定める役員選考委員会の推薦を得て、総会において選出する。

(役員の職務)

第9条 役員は、次の職務を遂行する。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。また、委員会・部会の長を兼務することができる。
- (3) 総務は、事務を総括する。また、会の運営等についての連絡・進行・記録を行う。
- (4) 会計は、会計業務の処理にあたる。
- (5) 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- (6) 部会長は部を代表し、部会活動全般を統括する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の途中で欠員が生じた場合は、役員会において選任する。その任期は前任者の残任期間とする。

(相談役・顧問)

第11条 本会に相談役、顧問を置くことができる。相談役、顧問は、役員会において推薦し、総会の承認を得て委嘱する。任期は1年とする。

(会議)

第 12 条 本会の会議は、総会、理事会、役員会、専門部会、及び各種委員会とする。

2 本会の会議は、会議構成員の過半数の出席(委任状を含む)で成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は会議の長が決する。

4 本会の会議は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても広く住民に周知するものとする。

(総会)

第 13 条 総会は本会の最高議決機関であって、代議員によって構成する。

2 総会は、年 1 回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または代議員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が召集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を審議議決する。

(1) まちづくり計画の策定及び変更に関する事項

(2) 本会の事業計画、事業報告、予算及び決算に関する事項

(3) 役員や顧問・相談役の選出に関する事項

(4) 規約の変更に関する事項

(5) その他、重要事項に関する事項

(理事会)

第 14 条 理事会は、概ね 2 ヶ月に 1 回開催する。役員会や、専門部会等で決定した事項についての報告を受け、審議する。また必要に応じて自由に意見が交換できる場とする。

2 理事会は、会長が召集する。

3 理事会の議長は、総務が務める。

(役員会)

第 15 条 役員会は第 8 条に定める監事以外の役員で構成し、概ね 1 ヶ月に 1 回開催する。

2 役員会は、会長が召集する。

3 役員会の議長は、会長が務める。

4 役員会は次の事項を審議議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会に代わって議決の必要な事項

(3) 顧問・相談役の推薦、役員選考委員の推薦に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

5 会長は、必要に応じて役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部)

第 16 条 専門部は、総会で議決された事業の実務を推進する。

2 専門部は次の 4 部で構成する。代議員及び理事はいずれかの部に所属する。

- (1) 地域交流部
- (2) 健康福祉部
- (3) 安全安心部
- (4) 環境保全部

3 各部長は、本会の所属理事の中から選出する。なお、副会長の兼務を妨げない。

4 部長は、代行者として所属理事の中から副部長を指名できる。

5 各部は部長が必要に応じて召集する。

(広報委員会)

第 17 条 本会の活動内容を校区住民に広く周知し、住民の本会への協力、並びに活動参画を促進するため、広報委員会を置く。

2 広報委員会は、次の 6 名で構成する。

- (1) 広報委員長 副会長のうち 1 名が兼務
- (2) 広報委員 総務及び専門部から各 1 名

3 委員会は定期的に広報紙を発行する。広報紙の発行に際し、他に寄稿を依頼できる。

4 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

(実行委員会)

第 18 条 役員会の決定により、各専門部が横断的に連携をとり協力し合う、実行委員会を置くことができる。

2 実行委員長は、副会長が務める。

3 実行委員会は、実行委員長が必要に応じて召集する。

(事業計画及び予算)

第 19 条 本会の事業計画及び予算は、会長が役員会の審議を経て定めなければならない。

2 前項の事業計画・予算は総会の承認を受けて決定する。

(事業報告及び決算)

第 20 条 会長は、毎事業年度終了後すみやかに事業報告書、収支決算書を作成し監事の監査を受けなければならない。

2 前項の事業報告書・収支決算書は総会の承認を受けて決定する。

3 会員が帳簿の閲覧を請求した時は、正当な理由がない限り閲覧させなければならない。

(会計)

第 21 条 本会の運営費は、補助金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 22 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 23 条 本会の、事務処理のため事務局を置くことができる。

- 2 事務局員を置くことができる。
- 3 事務局員は役員会において選出する。

(まちづくり計画)

第 24 条 本会は、本会の目的実現に向けたまちづくり計画を策定する。

- 2 まちづくり計画策定のため、計画策定委員会を置くことができる。
- 3 まちづくり計画の策定または変更は、総会の承認を受けて決定する。

(規約の変更)

第 25 条 本会の規約の改廃は、総会において出席者の過半数の議決を得なければ変更できない。

(補則)

第 26 条 この規約に定めのない事項は、役員会において協議し、理事会または総会で決定する。